

第7期保健医療計画の中間見直しについて

第7期保健医療計画については、「医療計画の見直し等に関する検討会」等での議論を踏まえた「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」が示されました。

また、これを踏まえて、厚生労働省から「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について」において、見直しの方向性を示されています。

1. 国等が示した見直しの方向性

（「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」より）

- 小児科の医師偏在対策に関連する見直しとして、
 - ・ 「小児医療圏」について、医師確保計画策定ガイドラインと同じ定義を記載し、基本的には、医療圏の表記を統一する。ただし、「小児救急医療圏」の表記については、現状、「小児救急医療圏」ごとに体制整備を行っている都道府県があることから、第8次医療計画の指針を策定する際に「小児医療圏」として一本化する。
 - ・ 「小児医療に関する協議会」という事項を追加し、協議会の設置、協議事項等について記載する。なお、協議会において、小児科の医師確保計画の策定に向けた意見の取りまとめが求められた際には対応が可能となるよう、協議事項として例示する。
また、第8次医療計画に向けて、医師確保計画策定ガイドラインを踏まえつつ、各都道府県において下記の事項について検討していくこととする。
 - ・ 小児医療に係る医療計画と小児科医師確保計画との整合性
 - ・ 小児救急患者に常時診療可能な体制が存在しない医療圏がないようにするための、医療圏の見直し等の施策
 - ・ 医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、小児医療の提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化
- #8000事業については、『「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクト宣言！』が取りまとめられたことや、世論調査の結果を踏まえ、その体制整備を進めていくために、各都道府県が、適切な回線数の確保等を検討するに当たり、応答率等を把握しその結果も参考とすることを、指針において例示を行う。
- 災害時小児周産期リエゾンについては、周産期医療における見直しの方向性（※）と同様の観点から、小児医療の指標例に、重点指標として「災害時小児周産期リエゾン任命者数」を加える。
- 安全で質の高い、持続可能な小児医療提供体制を整備するため、第8次医療計画に向けて、関係学会・団体の協力を得ながら、各医療機能を担う医療機関の医師の配置や診療実績等を把握し、より効率的な人的・物的医療資源の配置等について、研究・検討していくこととする。その際、多職種によるチーム医療を推進する観点から、他の診療科や

サブスペシャリティ間の連携、小児科領域における医師以外の医療従事者の活用等についても、どのような方法があるか、検討していくこととする。

- 療養・療育支援が可能な体制について、小児医療と在宅医療それぞれの提供体制が整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、小児医療の指標例に、「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」等を追加する。また、活用可能で適切と考えられる指標例について、第8次医療計画に向けて検討していくこととする。

(※) 周産期医療における災害時小児周産期リエゾン見直しの方向性

- 災害時小児周産期リエゾンについては、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、その任命を促す必要があり、
 - ・ 災害時小児周産期リエゾンが行う業務等に係る記載について、活動要領の内容を踏まえた記載にするとともに、その任命状況等の実態把握を継続し、必要に応じて、都道府県に助言等を行う。
 - ・ 指標例における「災害時小児周産期リエゾン認定者数」を重点指標にするとともに、災害医療の体制構築との整合性に留意した扱いとする。
 - ・ 第8次医療計画に向けて、災害医療コーディネーターとの連携を含む好事例の情報収集を行うとともに、災害医療の体制構築に係る検討の場等において、目指すべき在り方について検討する。

2. 見直し案

○指標の追加

「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」により示された指標例の中で、重点指標とされている「災害時小児周産期リエゾン任命者数」について、別紙のとおり追加することとするのはどうか。

「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」等については、厚生労働省の指針において具体的な方向性が示されていないことから、今後、第8期計画に向け、引き続き内容を検討していくこととする。

(「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」等については、在宅医療の分野でも中間見直しを進めており、そちらとの整合に留意する。)